

「行政検査で下痢症疑い患者ならびにその関係者より検出された病原菌の分子疫学と感染制御に関する研究」の研究内容について

【研究課題名】行政検査で下痢症疑い患者ならびにその関係者より検出された病原菌の分子疫学と感染制御に関する研究

【研究責任者】神戸市健康科学研究所 感染症部 野本 竜平

【研究期間】2021年(令和3年)4月 1日 - 2027年(令和9年)3月31日まで

【研究目的】

行政検査の中で検出され、健康科学研究所に蓄積された下痢症原因細菌株について、詳細な性状解析を行い、公衆衛生対策の強化に貢献できる新しい知見を得るため。

【研究内容】

健康科学研究所では、「行政検査で下痢症疑い患者ならびにその関係者より検出された病原菌の分子疫学と感染制御に関する研究」という調査研究を行っています。神戸市では、2種類の法律に基づいた行政検査において病原細菌の検査を行っています。1つは、食品衛生法に基づいた、食中毒や身体異常などの健康危害発生時における患者検便や従業員検便、また食材などについての細菌検査です。もう1つは神戸市感染症発生動向調査事業実施要領に基づき、神戸市内の指定された医療機関から搬入される感染性胃腸炎検体についての細菌検査です。これらの行政検査において、これまで様々な細菌が検出されており、それら検出された細菌株は、健康科学研究所に感染症・食中毒研究の貴重なサンプルとして保存されています。「行政検査で下痢症疑い患者ならびにその関係者より検出された病原菌の分子疫学と感染制御に関する研究」という研究では、健康科学研究所において保存されている細菌株の中から今後の細菌感染症・食中毒対策に役立つような事例を見つけ出し、最新技術を用いた詳細な遺伝子解析、分子疫学解析、毒素解析及び薬剤耐性試験等を行い、病原細菌の詳細な性状を明らかにします。これにより、病原細菌の病原性や感染経路の推定、また地域内流行や全世界的な流行状況といった細菌感染症対策・食品衛生対策に繋がる新たな知見を得ることができます。

【調査の対象】

○対象となる方

平成11年以降に神戸市感染症発生動向調査事業実施要領および食品衛生法にもとづき神戸市での行政検査の対象となった方（食中毒患者・食中毒発生施設関係者等・感染性胃腸炎患者）

○行政検査に用いた検便、腸管ぬぐい液など

○研究対象となる病原細菌

行政検査において検出された下記の細菌株および細菌遺伝子情報

1. 健康科学研究所で長期間にわたり分離株あるいは遺伝子情報が蓄積されている細菌で、詳細な性状解析を行うことで今後の感染症対策および食中毒対策に大きく貢献できる可能性のある細菌（カンピロバクター属菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌、その他の病原大腸菌、黄色ブドウ球菌、セレウス菌、ビブリオ属菌、ウェルシュ菌、赤痢菌、リステリア属菌、*Escherichia albertii*)

#### 【調査方法】

健康科学研究所に保存している細菌株また細菌遺伝子情報について、次世代シーケンシング技術などの最新技術を用いて詳細な遺伝子解析を行います。また、必要に応じて分子疫学解析、毒素解析及び薬剤耐性試験等の解析も行います。得られた細菌性状と調査対象となる方の様々な情報との関連性を考察し、細菌感染症・食中毒の克服に繋がる新たな知見を導きます。なお、本調査では、調査対象となる方への不利益はございません。

#### 【利用する調査対象となる方の情報】

調査対象となる方の年齢・性別・診療情報（発症日、試料採取日、臨床症状、海外渡航歴、基礎疾患の有無等）・出生国（暗号化して取り扱う）

#### 【個人情報の取り扱い】

お名前、生年月日など個人を特定できる情報は、外に出ることが無いように厳重に管理します。また、本研究の実施過程及びその結果の公表（学会や論文など）の際には、個人を特定できない形で使用します。

#### 【問合せ先】

〒650-0046 神戸市中央区港島中町 4-6-5  
神戸市健康科学研究所 感染症部 野本 竜平  
Tel: 078-302-6243  
Fax: 078-302-6240